

所得控除の対象となる介護保険

所得税の確定申告で、所得額から控除できる対象は次のとおりです。詳細は市役所高齢福祉介護課各担当へお問い合わせください。

また、確定申告は藤沢税務署 ☎0466(22)2141へお問い合わせください。

【高齢福祉介護課支援給付担当・認定担当・保険料担当】

医療費控除

●介護保険サービス

【支援給付担当】

対象となる介護保険サービスは右表のとおりです。控除の対象となる項目・金額・居宅(介護予防)サービス計画を作成した事業者名が記載された領収書が必要です。

●おむつ代

【認定担当】

医師が記入する「おむつ使用証明書」があれば、医療費控除の対象になります。次のすべてに該当する方は、「おむつ使用証明書」に代わる「おむつ代医療費控除確認書」を市が発行できる場合があります。

- ・要介護認定を受けている
- ・おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降(1年目の方は医師が記載した証明書が必要なため、市では確認書を発行できません)
- ・要介護認定の主治医意見書で、寝たきり状態で「尿失禁」があることが確認できる

障害者控除(障害者・特別障害者に準ずる方)

【認定担当】

要介護認定を受けている65歳以上の方で、身体障害者手帳を交付されていない方や交付されていても等級が低い方でも、次のいずれかに該当すれば、「障害者控除対象者認定書」を市が発行できる場合があります。

- ・認知症により日常生活に支障を来す症状、行動や意思疎通の困難さがあり、介護が必要
- ・身体障害者(3~6級)に準ずる方で介護が必要
- ・寝たきり生活が主体で、日常生活に介助が必要

社会保険料控除

【保険料担当】

納付済みの介護保険料は控除の対象になります。

介護保険サービスの医療費控除の取り扱い

サービスの種類	介護費用 自己負担分	食費 自己負担分	居住費・滞在費・宿泊費 自己負担分	条件
施設 介護老人福祉施設、 地域密着型介護老人福祉施設	○ $\frac{1}{2}$	○ $\frac{1}{2}$	○ $\frac{1}{2}$	特別な食費・居住費は対象外
介護老人保健施設、介護療養型医療施設 介護医療院	○	○	○	
① サービスの対価が医療費控除の対象となる居宅サービス等				
訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導(医師等による管理・指導)	○	△	△	特別な食費・滞在費は対象外
通所リハビリテーション	○	○	△	介護予防サービスを含む
短期入所療養介護	○	○	○	
定期巡回・随時対応型訪問看護(一体型事業所で訪問看護を利用する場合に限る)	○	△	△	(※)生活援助中心型の訪問介護の部分を除く
複合型サービス(上記の居宅サービスを含む組み合わせにより提供されるもの(※)に限る)	○	×	△	
② ①の居宅サービスと併せて利用する場合のみ医療費控除の対象となる居宅サービス等				
訪問介護(生活援助中心型を除く)、夜間対応型訪問介護、訪問入浴介護 介護予防訪問介護(2018年3月末まで)	○	△	△	居宅(介護予防)サービス計画に基づき、サービスを利用していること
通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護 介護予防通所介護(2018年3月末まで)	○	×	△	介護予防サービスを含む
短期入所生活介護	○	×	×	
定期巡回・随時対応型訪問看護(一体型事業所で訪問看護を利用しない場合と連携型事業所に限る)	○	△	△	(※)生活援助中心型の訪問介護の部分を除く
複合型サービス(①の居宅サービス含まない組み合わせにより提供されるもの(※)に限る)	○	×	△	(◆)生活援助中心のサービスを除く
地域支援事業の訪問型サービス(◆)	○	△	△	
地域支援事業の通所型サービス(◆)	○	×	△	
③ 医療費控除の対象とならない居宅サービス等				
訪問介護(生活援助中心型)、認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与、複合型サービス(生活援助中心型の訪問介護の部分)、地域支援事業の訪問型サービス(生活援助中心のサービスに限る)、地域支援事業の通所型サービス(生活援助中心のサービスに限る)、地域支援事業の生活支援サービス				

○：医療費控除の対象 ○ $\frac{1}{2}$ ：半額分が医療費控除の対象 ×：医療費控除の対象外

注：上記②の居宅サービス(①の居宅サービスと併せて利用しない場合に限る)または③の居宅サービスにおいて行われる介護福祉士等による喀痰吸引などの対価(居宅サービスの対価として支払った額の10分の1に相当する金額)は、医療費控除の対象となります

広告掲載のお申し込み・お問い合わせは秘書広報課へ

サイトはこちらから 

全面リフォーム 新築二世

リフォームで新築同様に生まれ変わります！

簡単な修繕から新築・建替え なんでもご相談ください！

一級建築士事務所 **福岡ホーム建設株式会社** **0120-421-412**

〒253-0002 茅ヶ崎市高田4-4-5 営業時間：8:00~17:00 定休日：第1,2,3火曜日・水曜日
特定建設業許可番号 神奈川県知事許可(特-28)第28712号 一級建築士神奈川県知事登録第12631号

弊社相続サロン紹介ページ 

茅ヶ崎で **地元 40年以上!**

不動産のプロによる **相続サポート**

お気軽にご相談ください！

フリーダイヤル **ニコニコ オオヤサン** **0120-22-0083**

〒253-0002 茅ヶ崎市高田4-4-5 営業時間：10:00~18:00 定休日：第1,2,3火曜日・水曜日
神奈川県知事(11)第10313号(公社)神奈川県宅地建物取引業協会会員(公社)首都圏不動産公正取引協議会加盟

このようなお悩みの方にお求めいただいています

田舎のお墓のご先祖様を自宅近くで供養したいけれど

子供たちへお墓の負担を残したくないわ

お墓の後継ぎのことが心配だわ

永代供養墓 使用料 おひとり様 10万円

絆きずな

※合祀タイプ 納骨料別途
※管理料は不要です
※ご希望で墓誌に名前が刻めます(有料)

案内図 

【茅ヶ崎公園墓地概要】
◎所在地/神奈川県茅ヶ崎市下寺尾1551
◎墓地管理者/宗教法人白峰寺 ◎園内施設/水場、トイレ、駐車場 ◎許可番号/神奈川県指令778号

大野屋 茅ヶ崎公園墓地 検索

メモリアルアートの大野屋 0120-02-8888